

野田市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、収入金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和6年4月8日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所
名称 公益社団法人 野田市シルバー人材センター

住所 千葉県野田市鶴奉5番地の1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
野田市船形多世代交流センター
会議室利用に係る使用料及びカラオケ利用料
- 3 指定をした日
令和6年4月1日
- 4 委託をした日
令和6年4月1日
- 5 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで